

平成29年2月13日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	提言「第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2017)」の印刷
ボックス番号	②
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	平成29年3月17日(金)
見 積 提 出 期 限	平成29年2月20日(月)12:00まで (郵送の場合は2月17日(金)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 参宮、小嶋
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局参事官(審議第二担当)室 TEL03-3403-1082
担 当 者 名	課題別担当 大橋
競争に参加する者に 必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積り書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

仕 様 書

- 1 件名 提言「第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2017）」の印刷
- 2 数量等 印刷部数 800部（冊子）
頁数（本文） 522頁
※頁数については、増減する場合がある。
- 3 納期 平成29年3月17日（金）
- 4 納入場所 245部： 内閣府日本学術会議事務局
住所：〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34
555部： <梱包発送会社（東京都23区内の事業者を予定）>
※別途選定する。選定した事業者名は3月上旬に連絡する。
- 5 規格等 オフセット印刷 A4判 無線とじ
※背表紙にタイトル・日付・委員会名を印刷すること。
タイトル：提言 第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2017）
日付：平成29年2月8日
委員会名：日本学術会議 科学者委員会 学術の大型研究計画検討分科会
- 6 印刷 表紙 片面1色刷（色：黒）
本文 両面1色刷（色：黒）106頁、両面カラー刷416頁
- 7 用紙 表紙 マットコート紙<110kg>（白）
本文 上質紙<44.5kg>
- 8 版下 表紙 データ支給（PDF（場合によってはword））
本文 データ支給（PDF（場合によってはword））
- 9 校正 1回以上、校正責任者が完全と認めるまで行う。
校正責任者：日本学術会議事務局参事官（審議第二担当）付 大橋
※校正は受領から3日以内を目途とする。また、電子媒体での提出も可とする。

10 その他

- (1) 請負業者は、仕様書に定める規格等について印刷、製本等の精度を確保するとともに、文字のかすれ、欠け及び乱丁・落丁等が生じないように、万全を期さなければならない。
- (2) 製品の納入後、不良品が発見された場合には、速やかに製造履歴を遡及し、発生原因及び影響等を特定し、担当者の指示に従い遅滞なく代替品を納入すること。
- (3) 担当者から貸与したデータ等は、本業務終了後、速やかに担当者に返却すること。
- (4) 本契約において知り得た情報等を他に漏らしたり、使用してはならない。
- (5) 詳細については、担当者の指示に従うこと。
- (6) 納品については、関係機関に配布するため、別途、梱包発送業務を手配しているため、555部を納期日に<梱包発送会社>に直接納品すること。245部は、10部/1梱包とし、クラフト紙等で梱包のうえ、日本学術会議へ納品すること。
- (7) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に定める判断基準等に適合していること。
なお、納品時に古紙パルプ実配合率を証明する書類（製紙会社等の発行したものでも可）を提出すること。
印刷用紙について上記の判断基準に満たせない場合も、納品時に古紙パルプ実配合率を証明する書類を提出すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。